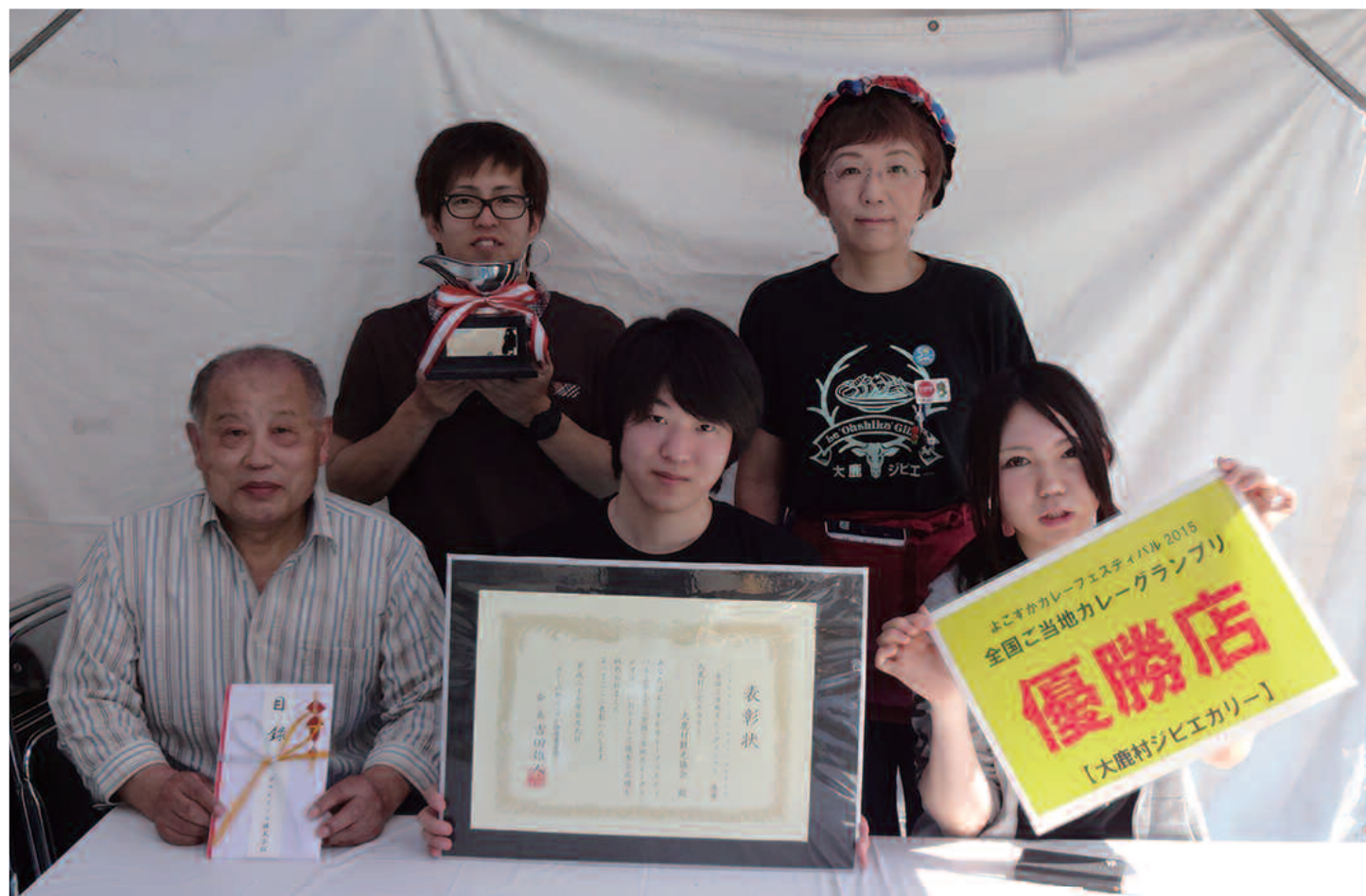




全国ご当地カレーグランプリ優勝！

2015
7

広報

おおしか

No. 234

◇平成27年7月発行 / 大鹿村役場 ◇印刷 / 龍共印刷株式会社



the most beautiful
villages
in japan

大鹿ジビエカレー

よこすかカレーフェスティバル

全国ご当地カレーグランプリ



平成27年5月9日(土)・10日(日)の二日間、神奈川県横須賀市三笠公園において「よこすかカレーフェスティバル2015」が開催されました。このフェスティバルは、今年で17年目を迎え、日本最大級のカレーイベントとして、北は北海道から南は宮崎までの全国各地から約100事業所が出店し、当日の2日間は50,000人以上の来場者で賑わいました。3年前より「全国ご当地カレーグランプリ」も企画され、カレー自慢の16団体が本年度は参加しました。

このグランプリに大鹿村観光協会もエントリーし、第1回目は「カレーマスター賞」受賞、今年ついに「グランプリ」の受賞となりました。今年で8年連続の参加となり、ジビエカレーを通じて大鹿のPRを行ってきた成果が出たと思います。

おめでとうございます!!

全国ご当地カレーグランプリで優勝したカレーは村内各所にて購入できますので、皆様是非お試しください。



～特徴～

『大鹿村ジビエカレー』…ブルーベリーを隠し味にした鹿肉の欧風カレーとなっています。

ふれあい商品券の 引渡・利用がはじまります

大鹿村・大鹿村商工会では、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用し、「大鹿村ふれあい商品券」を販売しております。

今回発行の商品券はプレミアム30%と大変お得です。引渡等詳細につきましては下記のとおりです。

また、今回は国の交付金事業ということもあり、利用期間が1ヶ月短い12月31日までですので利用期間にはご注意ください。

●商品券の引渡期間

平成27年7月21日(火)～7月28日(火)

●引渡場所

大鹿村商工会(役場2階) 午前8時30分～午後5時まで

●利用期間

平成27年8月1日(土)～12月31日(木) [5か月間]



利用可能店舗(43事業所)

- 〈大河原地区〉 倉田商店、丸五商事、美濃屋商店、秋葉路、前澤産業、松山油店、まるはち、筒井輪店、ヘルシー Meat 大鹿、赤石荘、右馬允、赤嶺館、ワーゲンハウス、みやざわ整体、アルプカーゼ(延齢草)、ケイワークス、カット空間小々鹿、中村養魚場、牧島建設、吉野組、トライネット、宮崎建材、小沢開発、大鹿レミコン、大鹿砕石、大林建材、信濃建材、環境リフォームザイム、ペンションはいから村
- 〈落合地区〉 吉野屋商店、新井電気工事
- 〈鹿塩地区〉 サクラヤ商店、JAしお里店、美濃屋豆腐店、塩の里食事処、山塩館、塩湯荘、大協建設、グリーンクラウド、下原電気管理事務所、南嶺観光、大鹿里山市場、風月堂

リニア中央新幹線情報 No.14

平成27年7月(総務課)

JR東海によるリニア事業に関連する道路改良などの説明会の概要

JR東海によるリニア事業に関する道路改良などの説明会が6月2日(火)に大鹿村交流センターで約180人が出席し開催されました。その概要をお知らせします。

1. JR東海の説明概要

説明項目	JR東海による主な説明内容(送電線については中部電力が説明)
①道路の改良(松川インター大鹿線、赤石岳公園線、国道152号線)	・松川インター大鹿線 県と共同で2本のトンネルを新設する計画。柳沢洞橋付近、柳沢口付近、西下トンネル付近で拡幅工事を計画 ・赤石岳公園線 上市場地区、上蔵地区、小渋温泉～日向休地区、釜沢地区で拡幅工事を計画 ・国道152号(青木地区) 今後、測量、地質調査をおこない改良箇所を選定する。下樽渡橋は工事用車両専用の仮橋を計画
②村中部国道152号線における工事用車両通行回避のための代替ルート	・国道152号(市場通り)を発生土運搬車両が迂回するルートとして3案を提示。 案① 小渋川左岸を通行するルート(渡河設備(仮設の橋りょう)が3箇所必要。増水時に使用が制限される。すれ違い箇所の設置が必要。) 案② 小渋川右岸の既存の堤防道路を通行するルート(小学校、福祉施設に近接している。すれ違い箇所の設置が必要。) 案③ 小渋川右岸の河川内高水敷を通行するルート(小渋川に流れ込む支流や床固め等の交差箇所横断が必要。増水時に使用が制限される。) ・案①、③は、河川、砂防の協議が多岐にわたること、また増水時に使用が制限されるため、施工工程の影響に鑑みJRとしては案②の採用が望ましいと考える。
③変電所ならびに送電線	・変電施設について、上蔵前に変電所を計画。養魚場手前からの眺望(変電施設のイメージ)をフォトモンタージュで説明。 ・送電線について、村から地中化の要望を聞いているが、故障の際の復旧時間、発生土の増加、建設費等を勘案し架空送電線で計画。大西山から下青木、北の原地区を経過して、上蔵地区に予定されている変電所までの調査範囲で調査をおこないルートの選定をしたい。景観対策として、低光沢仕様の鉄塔を計画。(フォトモンタージュで景観対策による効果を説明。)送電線の電圧は15万4千ボルト、村内の鉄塔数は10～15基となる見込み。
④発生土の仮置き計画と工事用車両台数の平準化	・村内8箇所(約57万㎡)に発生土仮置き場を計画し、工事用車両の平準化を行う。 これにより、一日最大1,736台(往復)の通行車両を1,350台まで減らすことができる。
⑤大鹿村内の工事スケジュール	・トンネル工事 除山非常口(釜沢地区)で今冬から着工予定 ・小渋川橋梁 平成29年度から着工予定 ・変電施設 平成30年度から着工予定(それまでの間は発生土の仮置き場として使用予定) ・松川インター大鹿線 今秋から着工予定 ・赤石岳公園線、国道152号線 今冬から着工予定
⑥ その他	・工事着工前には施工会社を交えて工事説明会を開催する。工事実施にあたり地元意見を直接伺う相談窓口を工事実施箇所近くに設置する。 ・各環境項目の測定結果の公開方等について、一般の方に容易にご覧いただける方法を考えていく。

2. 主な質疑応答の概要

質問・意見	JR東海の回答(送電線については中部電力が回答)
・四徳、半の沢はなぜ橋が架けられないのか? ・松川インター大鹿線の道路改良について、四徳大橋、半の沢橋のシミュレーション動画を見たい。	・新たな2本のトンネルの設置や道路改良により、リニア工事で車両が増加しても交通がさばけるという技術的な検討結果による。 ・(シミュレーション動画を紹介)四徳大橋、半の沢橋拡幅について、改良しなくても、車が詰まってしまって動かなくなることはない。待ってもらう時間は生じるが車は流れる。
・国道152号の迂回ルートについて、小学校横の堤防道路と堤防斜面、小渋川は重要な教育活動の場である。また、ぜんそくの児童も多く、騒音も心配される。案②、③は通行しないよう、対岸を通行願う。	・村から要望があり、仮に迂回するとした場合について3案を紹介した。今後、それぞれの案について協議する。また、小学校に伺い話を聞き、意見を踏まえ検討したい。
・送電線はリニアのためであり、必ず地中化してください。	・リニアの安定した運行のためには架空がふさわしい。碍子(がいし)の色を茶色にしたり、電線も反射しないものを採用し、景観対策を図っていきたい。

3. JRの住民説明会を受けての、今後の対応

村では今回の住民説明会を受けての住民意見、6月4日～15日におこなった住民懇談会での意見等を基に、具体的な影響対策を協議検討し、さらなる対策をJR東海に要望していきます。

JR東海 中央新幹線長野工事事務所 大鹿分室開設

行政との協議を担うとともに、地域住民のみなさまからのご意見やご質問に対応する窓口として、6月1日(月)に中央新幹線長野工事事務所 大鹿分室が開設しました。

概 要 中央新幹線長野工事事務所 大鹿分室

住所／大河原2645-5(ヘルシーミートさん横) 電話番号／39-2975 営業時間／平日9:00～17:00

大鹿送電線路4号鉄塔建替工事のお知らせ

長野県企業局南信発電管理事務所では、大鹿送電線路の鉄塔1基の建替工事を行います。

大鹿送電線路4号鉄塔において、部材の変形が見られたため、平成17年から毎年鉄塔の変形測量を行っています。測量開始以来大きな変位はありませんが、大鹿送電線路は大鹿村への電気振替供給に利用されるなど重要性が高いため立替を行うものです。

生活地域内での工事となりますが、工事期間中は皆様の安全の確保及び環境への配慮に最善を尽くしますので、ご理解とご協力をお願いします。尚、本工事に伴う道路の通行止めはありません。

1. 工事概要

鉄塔建替1基 高さ:47m 色:環境配慮色(茶系)

2. 現場工期

平成27年6月下旬から平成28年1月末まで

3. 工事工程表

	H27							H28	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
準備作業	■								
仮設工事		■							
基礎工事			■	■	■				
組立工事						■			
架線工事							■		
撤去工事							■		
仮設撤去							■	■	

4. 発注者

長野県企業局 南信発電管理事務所 管理課

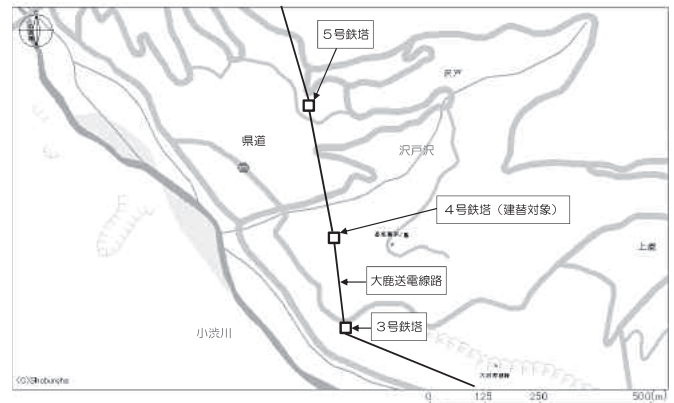
☎0265-72-6121(代)

5. 請負者

株式会社シーテック 飯田支店 送電課

☎0265-22-6457

6. 位置



大鹿産カラマツを使った床材・壁材の紹介！

村内の森林の多くを占めるカラマツの有効利用の為、間伐材を使って床材・壁材を作りました。村内外の皆様に活用していただきたく、下記の金額で販売します。

①価格

床材 (15mm(H)×105mm(W)×4000mm(L))	1枚=1,550円	数量200枚
床材原板 (24mm(H)×125mm(W)×4000mm(L))	1枚= 650円	数量100枚
壁材 (12mm(H)×120mm(W)×4000mm(L))	1枚=1,460円	数量200枚
壁材原板 (21mm(H)×140mm(W)×4000mm(L))	1枚= 600円	数量100枚

②注文方法

大鹿村役場 産業建設課 農林振興係までお申し込みください。

③受け渡し場所

大鹿村鹿塩2603-1 過疎対策工場(木工館隣)



カラマツ材(床材 実加工済)



カラマツ材(床材原板)

【お問い合わせ先】 役場 産業建設課 農林振興係 ☎39-2001まで

国民全てのみなさんにマイナンバーが通知されます



また、平成28年1月以降には、様々なことに利用出来る個人番号カードが申請により交付されます。

通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていないので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

なお、個人番号カードに搭載されるＩＣチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。そのため、個人番号カード１枚からすべての個人情報が分かってしまうことはありません。

- ◆交付手数料について無料。
- ◆役場への来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◆申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

税 務 だ よ り

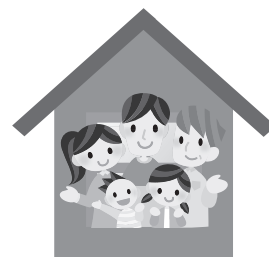
平成27年7月号

平成27年度 大鹿村国民健康保険税について

○国保税の税率等が引き上げとなります

平成27年度国民健康保険税率について、下表のとおりとなります。改正となった税率が7月の本算定で反映され、本年度の保険税額が確定します。

今回の税率改正では、医療費の増額等を勘案し、医療分、後期高齢者支援金分は引き上げ、介護分（40歳以上65歳未満の方対象）は据え置きとし、国保税全体では引き上げとなっています。



■医療分	26年度	27年度改正
所 得 割 率	2.65%	3.20%
資 産 割 率	26.00%	18.00%
均 等 割 額	7,800円	8,000円
平 等 割 額	8,800円	9,200円
課 税 限 度 額	510,000円	520,000円

■支援金分	26年度	27年度改正
所 得 割 率	1.85%	2.25%
資 産 割 率	19.00%	16.50%
均 等 割 額	5,600円	5,900円
平 等 割 額	6,200円	6,400円
課 税 限 度 額	160,000円	170,000円

■介護分	26年度	27年度改正
所 得 割 率	1.20%	変更なし
資 産 割 率	14.00%	
均 等 割 額	7,300円	
平 等 割 額	4,200円	
課 税 限 度 額	140,000円	160,000円

均等割額…国保加入者の人数により課税

平等割額…国保加入世帯に一律に課税

※各世帯の詳細は、7月に配布する納税通知書で確認をお願いします。

○軽減額について

世帯主とその世帯の国保加入者及び特定同一世帯所属者（※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方）の合計所得額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。

注）住民税について未申告の方は軽減措置が受けられません。所得が無い方でもその旨を申告してください。

7割軽減・・・世帯の合計所得金額が33万円を超えない場合

		軽減なし①	7割軽減額②	差引額（①－②）
医 療 分	均 等 割 額	8,000円	5,600円	2,400円
	平 等 割 額	9,200円	6,440円	2,760円
支 援 金 分	均 等 割 額	5,900円	4,130円	1,770円
	平 等 割 額	6,400円	4,480円	1,920円
介 護 分	均 等 割 額	7,300円	5,110円	2,190円
	平 等 割 額	4,200円	2,940円	1,260円

5割軽減・・・世帯の合計所得金額が33万円に26万円×被保険者数（世帯主を含む）及び特定同一世帯所属者の合計を加算した金額以下の場合

		軽減なし①	5割軽減額②	差引額（①－②）
医 療 分	均 等 割 額	8,000円	4,000円	4,000円
	平 等 割 額	9,200円	4,600円	4,600円
支 援 金 分	均 等 割 額	5,900円	2,950円	2,950円
	平 等 割 額	6,400円	3,200円	3,200円
介 護 分	均 等 割 額	7,300円	3,650円	3,650円
	平 等 割 額	4,200円	2,100円	2,100円

2割軽減・・・世帯の合計所得金額が33万円に47万円×被保険者数（世帯主を含む）及び特定同一世帯所属者の合計加算した金額以下の場合

		軽減なし①	2割軽減額②	差引額（①－②）
医 療 分	均 等 割 額	8,000円	1,600円	6,400円
	平 等 割 額	9,200円	1,840円	7,360円
支 援 金 分	均 等 割 額	5,900円	1,180円	4,720円
	平 等 割 額	6,400円	1,280円	5,120円
介 護 分	均 等 割 額	7,300円	1,460円	5,840円
	平 等 割 額	4,200円	840円	3,360円

平成28年度からの軽自動車税について

改正項目

改正の内容

税額の引上げ

○国及び地方を通じた自動車関連税制の改正に伴い、軽自動車税が次のとおり引き上げられます。

車種区分				現行	改正後
原動機付自転車	50cc 以下			1,000円	2,000円
	50cc 超90cc 以下			1200円	2,000円
	90cc 超125cc 以下			1,600円	2,400円
	三輪以上のもの(ミニカー)			2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc 超250cc 以下)				2,400円	3,600円
小型二輪 (250cc 超)				4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用			1,600円	2,400円
	その他用			4,700円	5,900円
三輪				3,100円	3,900円
四輪以上	乗 用	自家用		7,200円	10,800円
		営業用		5,500円	6,900円
	貨物用	自家用		4,000円	5,000円
		営業用		3,000円	3,800円

※

※ただし、三輪以上の軽自動車については、平成27年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けたものが改正後の金額を適用。(平成27年 3 月31日までに最初の新規検査を受けたものは、現行の金額に据え置き。)

三輪以上の軽自動車に係る重課の導入

○軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査年月(※)から13年を経過した三輪以上の軽自動車については、次のとおり税額が引き上げられます。

車種区分				現行	改正後
三輪				3,100円	4,600円
四輪以上	乗 用	自家用		7,200円	12,900円
		営業用		5,500円	8,200円
	貨物用	自家用		4,000円	6,000円
		営業用		3,000円	4,500円

※

※最初の新規検査年月とは…

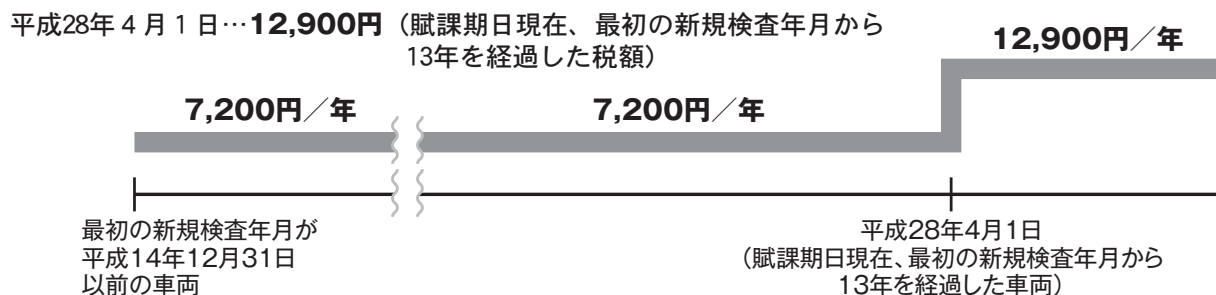
自動車検査証(車検証)に記載されている「初度検査年月」のことです。

平成28年度からの三輪以上の軽自動車税額引上げ及び重課について

【軽四輪の乗用・自家用車 例】

◎最初の新規検査年月が平成14年12月以前の車両

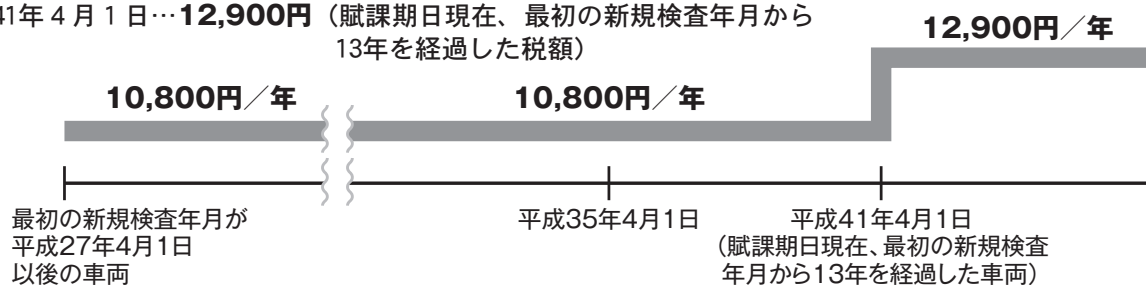
※平成15年10月14日前に最初の新規検査を受けた車両は、年までの記載しかないため、その年の12月に検査を受けたものとみなすこととなります（地方税法等の一部を改正する法律改正附則第14条第2項）



◎最初の新規検査年月が、平成27年4月1日以後の車両

平成28年4月1日…**10,800円**（新税額）

平成41年4月1日…**12,900円**（賦課期日現在、最初の新規検査年月から13年を経過した税額）



※最初の新規検査年月とは・・・自動車検査証(車検証)に記載されている「初度検査年月」のことです。

三輪及び四輪の軽自動車にグリーン化特例(軽課)が適用されます

平成28年度課税時に、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

【適用条件】

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車(新車に限る。)で、次の基準を満たす車両について平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

車種区分				税率（年税額）		
				(A)	(B)	(C)
軽自動車	三輪			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

(A)電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

(B)乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)

かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)

かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(C)乗 用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)

かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用：乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)

かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(B)、(C)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限りです。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

国民年金からのお知らせ

ご存知ですか？保険料の免除制度

国民年金には、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります。
毎年7月から新年度として受付けています。

*国民年金保険料の免除は原則毎年申請していただきます。その年度切替は**7月**です。免除申請は皆さんの所得に応じて審査されるため 基準となる所得が確定する6月にあわせ「**7月～6月**」という**免除期間**になります。

※**所得によって審査をします**ので、必ず**所得申告**をお願いします。

※任意加入被保険者は、保険料免除制度は適用されません。



保険料免除制度には、次の通り**全額免除**、**一部免除（1/4免除・半額免除・3/4免除）**、**若年者納付猶予**があります。

学生の方には、本人所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料納付を猶予する「**学生納付特例制度**」があります。

全額免除(保険料を全額免除する)

保険料の全額（月額15,590円 H27年度）を免除するものです。免除された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、年金額は保険料全額を納めたときと比べて2分の1（平成21年度からの率。平成20年度までの免除期間は3分の1）として計算されます。

一部免除(保険料の一部を免除する)

保険料の一部を免除し、残りの一部分を納付していただくものです。一部免除された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、年金額は保険料全額を納めたときと比べて減額されて計算されます。

なお、一部免除を受けた期間を未納すると受給資格期間に算入されないばかりか、障害基礎年金が支給されない場合や、死亡したときの遺族基礎年金が支給されない場合がありますので、忘れずに納付することが大切です。

若年者納付猶予(20代の方が対象)

所得の少ない若年者（20代の方）が、将来年金を受け取れなくなることを防止するために、平成17年4月に新設された制度です。同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得が一定基準以下であれば、保険料の納付が猶予（免除）されます。猶予された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

学生納付特例制度

学生の方はほとんどの場合、収入がなかったり少なかったりするため、保険料を本人が納めるのはなかなか困難です。そこで、20歳以降の在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる制度がこの「学生納付特例制度」です。

大鹿村男女共同参画プランを策定しました

村では、男女が家庭、地域、職場においてお互いに対等なパートナーとして尊重し合い、あらゆる政策決定の場に共に参画し、より良い社会の発展を進める「男女共同参画社会」の実現をめざすため、男女共同参画プランを策定しました。

策定にあたり、アンケートにご協力をしていただきありがとうございました。

男女共同参画の基本理念と基本目標

1. **基本理念** 女性の基本的人権を尊重するとともに、男女平等を生活の中に根付かせます。

人権の尊重と男女の平等

2. **キャッチフレーズと基本目標** キャッチフレーズ

分かち合い 認め合いの村づくり

基本目標 1 男女が分かち合える関係づくり

家庭や地域において根強く残る男女の役割の区別や地域の慣習を見直し、男女間で不平等だという環境がなくなるよう、男女が互いに尊重しあい、家庭・地域における役割を分かち合える関係づくりを進めます。

- 《進め方》
- (1) 意識改革に向けた啓発・普及
 - (2) 男女平等に向けた教育・学習の推進
 - (3) 男女間の暴力をなくす

基本目標 2 男女が認め合える環境づくり

男女が互いに相手に対する思いやりを持って生き、それぞれの個性を認め合って、家庭、地域、職場での役割をバランスよく果たしていける、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

- 《進め方》
- (1) 男女が共に働きやすい環境の整備
 - ① 農林業及び商工業等の自営業者の支援
 - ② 雇用における男女の機会均等
 - (2) 男女が共に担う家事・子育て・介護
 - (3) 政策・方針決定への女性参画の拡大

◇ ◆ —— 行政相談委員に間瀬公夫さん再任 —— ◆ ◇

行政相談委員として活躍されている間瀬公夫さんが引き続き総務大臣から委嘱を受けられました。

行政相談とは皆さんから、国の役所や独立行政法人及び特殊法人が行っている仕事に関する苦情や意見・要望をお聞きしてその解決や実現を図るものです。その身近な窓口が行政相談委員です。お気軽にご参加ください。なお、相談は無料で内容については秘密が守られます。

相談日 隔月で実施します。具体的な開催日は同報無線・CATVでお知らせします。

開催場所 大鹿村役場

長寿医療(後期高齢者医療)制度被保険者の皆様へ



担当:森ひかり

○平成27年 8 月 1 日から新しい保険証になります。

今度の保険証は**橙色**から**黄色**になります。7月下旬頃に送付しますので保険証が届きましたら住所・氏名などを確認して、8月1日からは新しい保険証をお使いください。

旧 保険証(橙色)



新 保険証(黄色)



*住所・氏名に不備があったり、ご不明な点がありましたら役場保健福祉課までお問合せください。

福祉医療費受給者証の交付(更新)申請について

福祉医療費受給者証の更新の時期となりました。更新該当者には申請書を送付しますので、記入していただき、役場保健福祉課まで提出をお願いします。また、新たに福祉医療の受給に該当される方は、下表を確認していただき、役場保健福祉課へ申請をして下さい。

8月1日以降は、新しい受給者証を医療機関の窓口へ提示していただきますようお願いいたします。

□福祉医療費給付金の受給資格

医療区分	資格要件	所得制限		受給者負担金
		本 人	配偶者・扶養義務者など	
乳 幼 児 等	0 歳～18歳以降最初の 3 月31日まで			レセプト 1 枚300円 ※レセプト 医療機関で受診され た際、医療機関が保 険者に請求するため の書類
障 害 者	身体障害者手帳 1 級・ 2 級所得者	特 別 障 害 者 手 当	特 別 障 害 者 手 当 (年度末年齢が18 歳までの障害者 は、所得制限なし)	
	身体障害者手帳 3 級所得者	所 得 税 非 課 税 者		
	療育手帳 A 1 ・ A 2 ・ B 1 取得者	特 別 障 害 者 手 当		
	65歳以上国民年金法施行令別表該当者			
	精神障害者保健福祉手帳 1 級取得者			
	自立支援医療のうち精神通院医療費 公費負担制度該当者			
感染症法第37条の 2 該当者				
母子家庭等	母子家庭の母・子	児 童 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当	
父子家庭等	父子家庭の父・子			

- 母子・父子家庭等・・・配偶者のいない女子(男子)で18歳以下(高校卒業まで)の児童を扶養している者及びその者に扶養されている子
- 上記の所得制限の欄に各種手当が記載されているものは、当該手当の所得制限に準じて判断します。

長野県後期高齢者医療広域連合 からのお知らせ



担当：森ひかり

○歯科健診を実施します

長野県歯科医師会の協力のもと、口腔機能の状態を把握し、口腔機能の維持・改善を図ることにより、被保険者みなさんの健康を維持・促進し、生活の質の向上を目指すことを目的として歯科健診を下記の内容で行います。



■対象者

昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの被保険者（平成26年度に75歳になった者）のうち、歯科健診の受診を希望する者。（基準日：平成27年8月1日）

※広域連合から、平成27年7月中旬に上記対象者に対して案内通知および問診票を直接郵送します。

■健診期間

歯科健診希望者は、下記期間内に県歯科医師会所属の歯科医院において受診してください。

平成27年9月1日(火) ～ 平成27年11月30日(月)

※希望者本人が歯科医院に直接予約をしていただく必要があります。

■受診回数

1回（問診票・被保険者証を持参すること）

■自己負担

無料（治療や精密検査が必要な場合は自己負担とし、受診者の了解を得た上で行います。）

■健診項目

- ① 歯の状態の確認（現在有してる歯、喪失している歯の確認）
- ② 口腔衛生状態の確認（舌苔や口腔乾燥の状態などを確認）
- ③ 歯周疾患の有無
- ④ 咬合状態の確認
- ⑤ 嚥下機能の検査（物を飲み込む力の確認）

■対象医療機関について

県歯科医師会所属の歯科医院が対象となります。歯科医院の確認については

長野県後期高齢者医療広域連合 給付課 給付係（☎026-229-5320）へお問い合わせください。

大鹿村国民健康保険にご加入の皆様へ

○高齢受給者証が8月1日に更新されます

70～74歳の方が使用している高齢受給者証（緑色）が8月1日に更新されます。7月下旬に郵送いたしますので、手元に届きましたら各自で住所・氏名などの記載内容を確認して使用してください。

なお、古い高齢受給者証は、ご自身で裁断していただくか役場保健福祉課まで返却願います。



担当：森ひかり

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 保健医療係 ☎39-2001まで

こんにちは栄養士です



担当：塩澤大樹

食中毒に気をつけましょう

高温多湿になる梅雨から夏にかけて、食中毒の発生が多くなってきます。今回は食中毒を予防するための3原則をご紹介しますと思います。食中毒予防をしっかり行い、夏も元気に過ごせるようにしましょう！！

① 菌をつけない

菌を食品につけないために大切なことは、まずは「手洗い」です。

調理の前、田んぼや畑から帰ってきた時、鼻をかんだ後、トイレの後などの手洗いはどうですか？

指先や爪、指の間なども洗い残しがないように手洗いは丁寧に行いましょう。

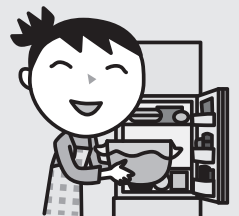
また、調理器具（まな板、包丁、ボウル等）や布巾などを清潔にしておくことも非常に大切です。



② 菌を増やさない

「今日は涼しい日だから」と室温で放置していませんか？ 余った料理が何日も冷蔵庫に入っていることはありませんか？

食中毒を予防するためには、涼しい日も室温で放置するのではなく、冷蔵庫で保存し、なるべく早いうちに食べてしまいましょう。



③ 菌をやっつける

「食べる時に熱いから」、「新鮮だから」等の理由で加熱が不十分になっていませんか？

調理時の加熱や温め直しの時は、中心まで火を通す、しっかり沸騰させるなどして、菌をやっつけるようにしましょう。

また、電子レンジの加熱は、加熱ムラがないようにかき混ぜながら温めることが大切です。



こんにちは保健師です

デング熱って？



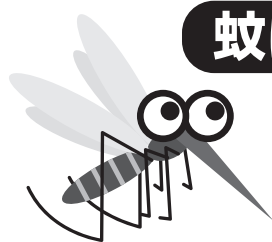
担当：倉増比菜子

昨年、8月末に国内でも症例のあった感染症です。デングウイルス感染によって発症する比較的予後の良い急性熱感染症です。しかし、デング出血熱あるいは重症デングとして出血症状、血液循環不全、肝機能障害等重症化をきたすことがあります。ネッタイシマカやヒトスジシマカが主要な媒介蚊で、デングウイルスを保有するこれらの蚊に刺されると感染します。

蚊に注意！

緑の多い木陰やヤブなど、蚊の発生しやすい場所に立ち入る際には、次のことに気を付けてください。

- ☆長袖シャツ、長ズボンなどを着用し、肌を露出しないようにしましょう。
- ☆素足やサンダル履きはできるだけ避けましょう。
- ☆必要に応じて虫よけ剤などを使用しましょう。



年に1回は健康診断を受けましょう



担当：北澤 誠

大鹿村立診療所 : 誕生月健診 毎週木曜日 午後
ヘルスクリーニング : 10月13日(火) 診療所2階

主な健診項目 ●身体計測 ●血圧測定 ●血液検査 ●尿検査 ●心電図

健診料金 ●誕生月健診 2,000円 ●ヘルスクリーニング 2,500円(眼底検査含む)

40歳～74歳の方は特定健診

- 「大鹿村国保」加入者
- 社会保険等の被扶養者、他の国保加入者は、受診券が事前に必要です。

39歳以下・75歳以上の方は一般健診

- 39歳以下 村が健診をします。
- 75歳以上 後期高齢者医療保険加入者

胃がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診を受けましょう

★健康づくり事業団 9月4日(金) 交流センター

・胃がん検診 1,200円 ・大腸がん検診 500円(※胃がん検診は健康づくり事業団のみです。)

★誕生月健診・ヘルスクリーニングで追加検査として受けることができます。

・大腸がん検診 500円 ・前立腺がん検診 500円(※健診を申込み時に一緒に申込をしてください。)

からだの健康診断と一緒に 歯の健康診断も受けましょう

★大鹿村立診療所 歯科

★歯科診療日 毎週 水曜日・金曜日 午前8時15分～午前11時まで

★健診費用 1,000円(※今年度に、40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳になられる方は、健診費は無料です。)

健康診断・がん検診・歯科健診を希望される方は、保健福祉課までご連絡ください。

★年度当初に申込をされた方へ、誕生月前に「お知らせ」をお送りしています。健診希望日を保健福祉課までご連絡ください。



戦没者等のご遺族の皆様へ

～第十回特別弔慰金が支給されます～



担当：小塩宗樹

戦後70周年にあたり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者満州事変の日（昭和6年9月18日）以降の戦没者等の遺族にあって、平成27年4月1日において、恩給法に基づく公務扶助料や、遺族援護法に基づく遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

該当される例

- ① これまでに特別弔慰金を受け取ったことがある。
- ② 公務扶助料や遺族年金を受給していた遺族が平成27年3月31日までに亡くなった。
平成27年4月1日現在その他の遺族が生存している。
→後で紹介する遺族の順位の最高位の方が請求できます。
- ③ これまで特別弔慰金を受給していた遺族が平成27年3月31日までに亡くなった。
平成27年4月1日現在その他の遺族が生存している。
→後で紹介する遺族の順位の最高位の方が請求できます。
- ④ その他 ※その他の事例も考えられます。

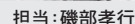
遺族の順位

順 位	対 象 者
1	弔慰金受給権者
2	子
3	戦没者等死亡当時、戦没者等と生計を共にしており、平成27年4月1日現在、氏を変える婚姻・養子縁組をしていない ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4	上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親等内親族 ①葬祭を行ったもの ②葬祭を行っていないもの

※子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、特別弔慰金の対象遺族になりません。

平成27年度 介護保険料のお知らせ



今後とも介護保険事業の健全な運営に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

平成27年度～29年度の基準額 月額 **4,500円** (改正前 月額 **3,700円**)
(第5段階) (第4段階)

段階別保険料額

対 象 者		基準割合	改定後保険料
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で老人福祉年金受給者または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	年額 24,300円 (月額 2,025円)
第2段階	世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	年額 40,500円 (月額 3,375円)
第3段階	世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.75	年額 40,500円 (月額 3,375円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	年額 48,600円 (月額 4,050円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	年額 54,000円 (月額 4,500円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	年額 64,800円 (月額 5,400円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	年額 70,200円 (月額 5,850円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	年額 81,000円 (月額 6,750円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額×1.7	年額 91,800円 (月額 7,650円)

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 福祉係 ☎39-2001まで

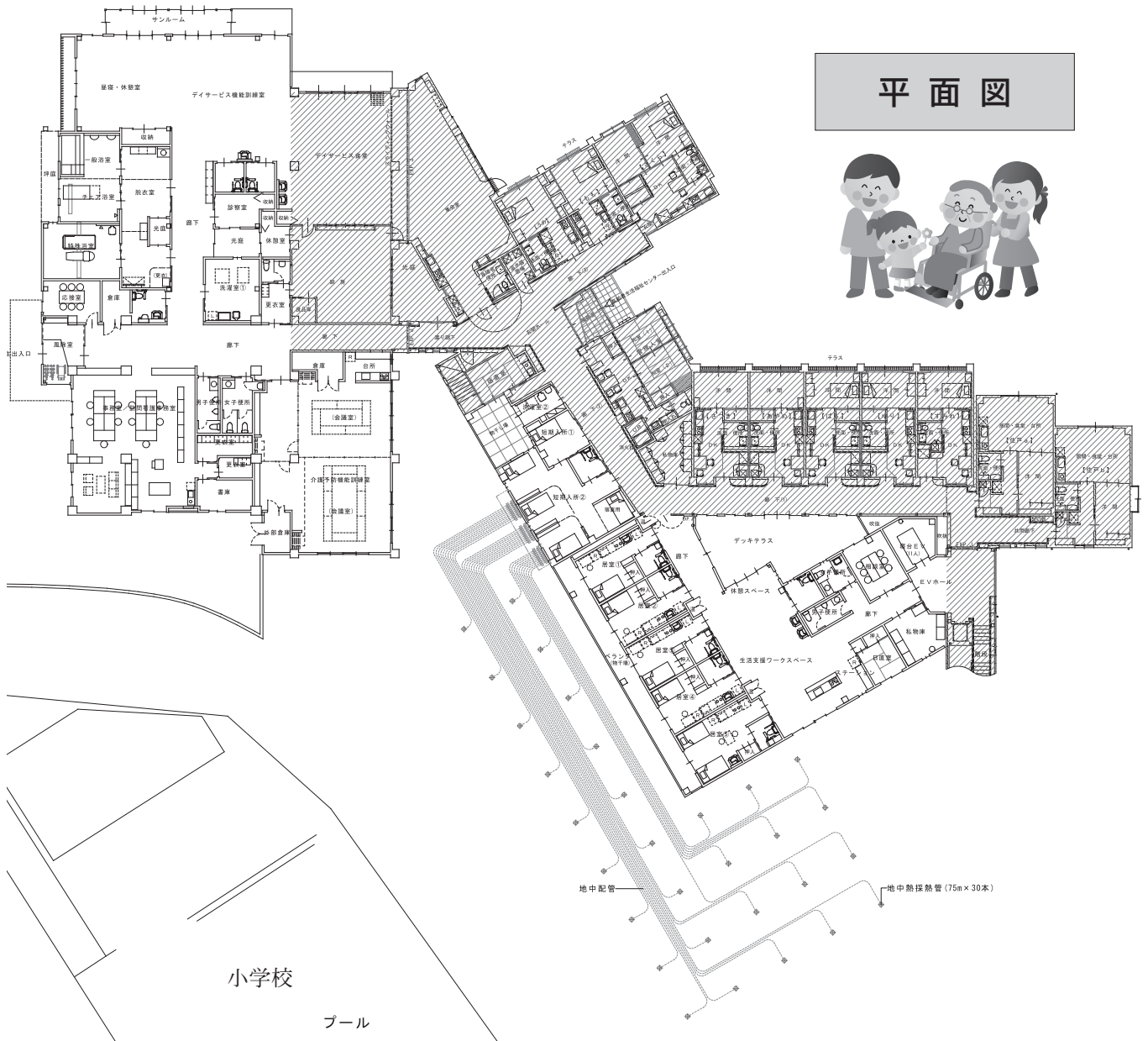
デイサービスセンターの改修と
生活支援ハウスの増築を行います



平成26年度に大鹿村介護施設整備建設委員会で検討してまいりました、介護福祉施設の増改築を、平成27年度と28年度の2年にかけて行います。増改築の主な内容は、老人福祉センター小渋荘の地上部分を取り壊し、特殊浴室施設・介護予防機能訓練室、機能訓練室等に改修します。現在の特殊浴室は短期入所のスペースになります。生活支援ハウスは、現在の建物の北側に5室（6床）増設します。

増改築部分の冷暖房設備は地中熱を利用したヒートポンプで賄います。そのため30本ほど地中75mまでボーリングを行い、不凍液を循環させ地中熱を回収する設備を敷地の北側に埋設します。

工事は地中熱利用のためのボーリング工事を9月頃から初め、建物の増改修工事を11月頃から行い、平成28年度の12月に完了となる予定です。その間、社協の事務室は南側に仮設事務所を設置します。施設への出入り口も南側になります。長期間の工事になりますが、ご理解ご協力をお願いします。



平面图

生活支援ハウス北側に設置される設備

地中熱を利用し、人や環境にやさしい地中熱ヒートポンプシステムです。

自然エネルギーの有効活用

自然の恵みである地中熱を活用することで、省エネ性や経済性など環境にも暮らしにもやさしいシステムを実現します。

ヒートアイランド対策

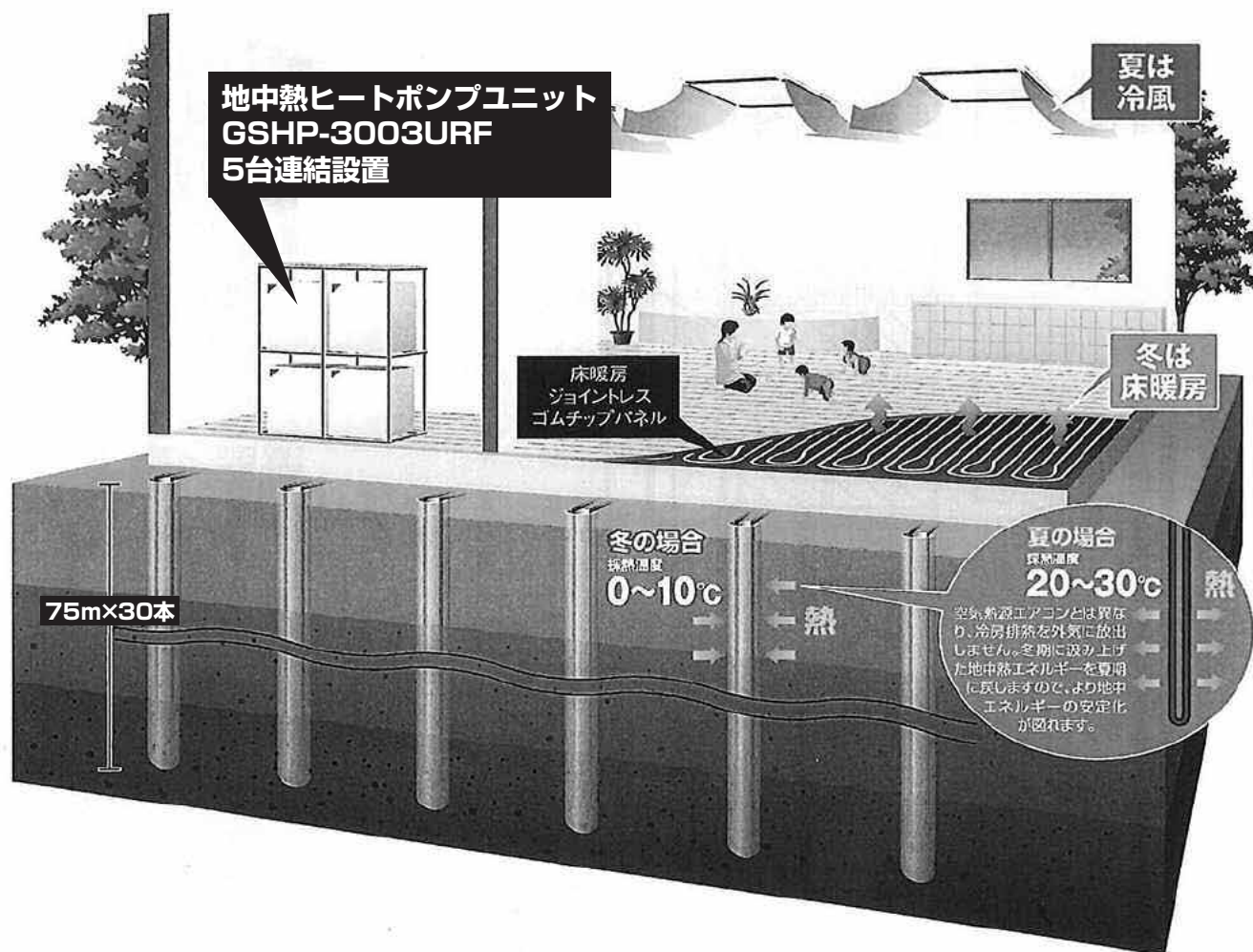
従来の空気熱源ルームエアコンと異なり、冷房の排熱を外気に放出しないので、大都市を中心に問題となっているヒートアイランド現象の緩和に寄与します。

豊富な熱量を通年安定供給

地中熱は外部要因による温度変動がないので、年間を通じて安定した熱供給が得られるとともに、光熱費の低減も図れます。

省エネによるCO₂の排出量削減

地中熱を活用することによって化石燃料の使用料が減るので、自然環境に負荷を与えるCO₂の排出量も削減できます。



平成27年度 大鹿村総合型地域スポーツクラブ活動内容

大鹿村総合型地域スポーツクラブでは以下の内容で活動を行っています。また、会員募集中です。
是非ご参加ください！

	№	教室名	教室内容	対象者	場所	開催日
定期教室	1	ソフトテニス教室	中学生は、部活とは違うコーチによる指導で、更なるレベルアップを目指します。小学生は早い時期からソフトテニスに親しむことを目的に、楽しみながら学びます。	小学生 中学生	大 中 学 校	月 2 回 ※開催日程は 随時お知らせ
	2	サ ッ カ ー 教 室	小学生以上の男女を対象に活動をしています。毎年子ども達の試合を年に1～2回、大人の試合を年1回程度開催しています。子どもだけでの参加もできますが、お父さんお母さんもどうぞ参加下さい。サッカー経験なくてもOK。	小学生 以上	大西総合 グラウンド	毎週水曜日
	3	ニ ュ ー ス ポ ー ツ	普段なかなか行ふことの少ないニュースポーツ。みんなで気軽に楽しみましょう。囲碁ボールやスラックラインなど多数ご用意。行ふ競技は随時お知らせします。	誰でも	大 小 学 校	原則 第1・3月曜日
	4	健 康 教 室	身体の柔軟性・バランスを向上させ、体の歪みを整えましょう。また、この教室をきっかけに健康維持を考えていきましょう。	誰でも	大 鹿 村 交 流 センター	第 3 木曜日

※定期教室の参加にはクラブ会員になる必要があります。(年会費一人500円)

【お問い合わせ先】 大鹿村総合型地域スポーツクラブ(大鹿村教育委員会内) ☎39-2100まで



スポーツ振興くじ
助成事業

村税・料金 納付のお知らせ

毎月の料金

○ケーブルテレビ ○保育料 ○介護保険料 ○後期高齢者医療保険料 ○住宅料 ○水道料 ○その他利用料等

7月はここ!!

8月はここ!!

課税月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
税目(期)													
住民税 普通徴収			1			2	3			4			年 4 回
固定資産税		1		2				3			4		年 4 回
軽自動車税	1												年 1 回
国民健康保険税	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	毎月

7月の口座振替 7月27日(月) 納付書納期限 7月31日(金)

8月の口座振替 8月25日(火) 納付書納期限 8月31日(月)

★引き落とし日の前営業日までに口座をご確認ください。

★納付書納付は、最寄りの金融機関又は役場会計にてお願いします。

平成27年度大鹿村消防団ポンプ操法大会が、6月30日に行われました。

2チームによる大会となりましたが、4月下旬から夜間練習を積み重ねた成果が披露されました。

7月12日の飯伊大会には、次の選手が代表として出場し健闘をしました。

飯伊大会 出場選手

主 将	中 川 佳 久 上 蔵
指揮者	小 塩 泰 嵩 北入一
1 番員	磯 部 達 也 塩河
2 番員	木 下 雄 貴 上市場
3 番員	滝 澤 拓 也 文満団地



農業委員会だより

農地を転用するときは、農地法の許可が必要です

農地の転用とは、田や畑または樹園地（耕作されていないものも含む）などの農地を、宅地等の農地以外の用途で使用するのことをいいます。

農地を転用するときは、農業委員会に申請し、許可を受けなければなりません。無断で転用した場合や転用許可どおりに転用しなかった場合には、農地法違反になり、工事の中止や原状回復等を含めた是正指導が行われ、懲罰や罰金などの罰則が科せられることもあります。

農地転用の許可申請の受付は、市町村農業委員会で行っています。転用についての手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

× 産廃の捨て場にした



× 資材置場にした



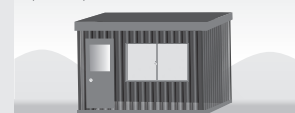
× 建設残土の捨て場にした



× 青空駐車場にした



× 農業用施設を建てた



全国農業新聞を読んでもみませんか！



農家の思いを伝え

農業・農村の「未来」をともに考えます。

発行所 全国農業会議所

発行日 毎週金曜日

購読料 月700円（税込）

☆お申し込みは農業委員会事務局へどうぞ

青木 清さん 認定農業者に認定

青木 清さん(下青木)が、認定農業者に認定されました。

肉用牛(主に繁殖)を主にした農業経営です。循環型農業を推進するため、品質の良い堆肥生産を行い、自給飼料比率の向上と繁殖牛での経営を維持する計画です。息子さんが経営に加わり、担い手とともに更なる活躍が期待されます。

現在大鹿村には、青木さんを含め2組が認定農業者に認定されています。





大鹿村の

地域おこし協力隊・集落支援員新聞



中央構造線博物館の入口と安康露頭に新しい看板が設置されました。

作成や設置は業者をお願いしたのですが、文章やレイアウトは博物館で考えました。

博物館の入口を示す看板は、小笠橋の袂に設置しました。両面で、道のどちら側からもよく見えます。今までは小さな立て看板等しかなかったので、**格段にわかりやすくなりました。**

安康露頭は入口看板と、露頭まであと何mか、という看板を設置しました。新たな入口が整備され、それを示す必要があったためです。新しい入口は従来よりも広く、歩きやすい道となっています。ただ、露頭まで少し距離があるため、**わかりやすいよう「この先150m」という看板**も設置しました。

安康露頭は北川露頭と共に、平成25年に国の天然記念物に指定されています。今回、安康露頭へ2種類の看板を設置しましたが、天然記念物の範囲と注意事項の表記や、解説看板の移設も予定しています。今後も露頭を観察しやすいよう、工夫していきます。

～イベントのお知らせ～

「博物館たより」等でお知らせしていますが、8月22～23日に開催予定の**村内を巡るツアーの参加者を募集中**です。詳細は「博物館たより73号」をご覧ください。参加費1000円、お申し込みは中央構造線博物館（電話0265-39-2205）まで。ご参加お待ちしております。

榊原隊員



農業振興担当に、らしからぬデスクワークの日々に追われています。

4～6月は**農産物の宅配・出店・イベント・取材・各打ち合わせ・デスクワーク**をこなしつつ、残った時間を**農作業**に当てています。さて、間もなく立て続けに出店をする日々が始まります。今年は**愛知県を中心に**出店しようと計画しています。昨年まで住んでいた県なので客層・土地勘はわかります。そして、大鹿村へいらっしゃる方は東海圏内の方も多いことは、みなさんご存知かと思います。桜祭りや歌舞伎の際、少しデータ収集してみました。（長野県内43%、東海圏内33%、関東圏内14%、他）バイクの方も合わせると静岡県に住まいの方が多くいますが、愛知県（名古屋市）は静岡県の方も多く遊びに来られます。以上が、出店場所を選んだ理由です。出店の際、農産物を中心に持って行こうと考えていますので、**可能な範囲で構いません。ご協力よろしくお願いします。情報発信もお願いします！**

～出店情報（7月）～

18日（刈谷ハイウェイオアシス）、20日（名古屋市・日泰寺）
24日（名古屋市金山駅）

木下隊員



第9回プチ移住ツアーが5月30・31日に開催されました。今回の参加者は、南佐久郡小海町からお越しの**3人家族**です。プチ移住ツアーへ参加したきっかけが、大鹿村に1ターンで移住されてきた方からの紹介だったそうです。**すでに大鹿村への移住を考えてらっしゃる**ということで、1日目は、空き家散策をしました。大鹿村は、谷間に集落があるため、場所によって条件が異なります。ならば、実際に見てもらって気に入った場所を見つけてもらおう。ということで村内各所の空家を散策しました。また、1日目には恒例となっている移住者との交流会も行われました。今回は「お山のお宿 おより亭」さんで食事をお願いしました。とってもおいしいジビエ料理や山の幸を頂きました!いい交流の時間となりました。2日目は朝から田植え体験をしました。僕が勉強も兼ねてやらせていただいている田んぼにて、**総勢20名以上の方がかけつけてくれて、一斉に田植え**。子供たちもどろんこ遊びではしゃいでいて、とってもいい雰囲気でした。あっという間に終わってしまい「楽しかったけどもっとやりたかった。」なんて声もありましたが、そういう方はぜひ、自分で田んぼをやりましょう!その後、温泉に浸かり疲れを癒し、ワーゲンハウスで昼食、秋葉路でお土産を見て、記念撮影をして解散。ツアー後のアンケートでは「今回のツアーで、より移住したい気持ちが強くなりました。ここで年を取ったら楽しいだろうな。」と、とっても励みになる回答をいただきました。**声をかけさせていただいた家主さん、飲食や接待をいただいた皆さま、田植えにかけつけてくれた皆さま、いい時間をありがとうございました。**

河本 支援員

【今月の特集】 三遠南信の地域おこし協力隊で『さんえんなん新聞』を発行しています。

さんえんなん新聞とは、三遠南信で活躍している協力隊と支援員が協力して作成し、発行している新聞です。今年度より、大鹿村の協力隊と支援員も参加することとなりました。(現在、設楽町・東栄町・泰阜村・売木村・大鹿村の5町村が参加中。)

何故、参加することにしたのか。まず1点。この新聞は**村外へ情報発信をする良い機会になる**と思った為です。この新聞は各町村の施設だけではなく、愛知県のホームページへ掲載されたり、お隣飯田市の飲食店やコミュニティスペースなどにも置かせていただいています。見ていただいている方はかなり多いです。次に**近隣の町村がどのような活動をしているかを知る機会になる**と思った為です。日々、様々な企画を考えている方が大鹿村には多いと感じたので何かの参考になればと思います。是非、一度読んでみて下さい。



新聞を置かせていただいている施設

大鹿村役場、交流センター、観光協会、中央構造線博物館、ろくべん館、まめ大福、秋葉路、塩の里直売所、大鹿郵便局、KASUGAI、他(敬称略・順不同)

他にも置いていただける場所を募集しています。
お近くの協力隊・支援員まで。

～ 下伊那北部火葬場開業 ～

下伊那北部総合事務組合よりお知らせ

当組合で設置を進めていた新火葬場の施設建築が完了し、この7月に開業いたしました。開業に伴い、いくつかご報告いたします。

新火葬場の愛称が決まりました

新しい火葬場の正式名称は「下伊那北部火葬場」となります。同時に、地域の皆様に馴染みを持っていただけるよう、愛称の募集を行いました。計70名の方から92件のご提案をいただき、その中から選考した結果、次のとおり決定しました。

愛称：「五稜の森」

「五」は北部五町村を示し、「稜」は山の稜線のことで、亡くなられた方の魂が各町村の五稜を巡り旅立つ様を表します。

今後は、案内やパンフレットなどに用いてまいります。多くの皆様からご応募いただき、ありがとうございました。

施設は指定管理者により運営します

新火葬場は、指定管理で運営し、その費用は、利用者からの利用料と構成町村負担金で賄います。指定管理者は公募の結果1社から応募があり、次の法人に決定しました。

【指定管理者】特定非営利活動法人 飯田葬祭事業組合

同法人は、飯伊の葬祭事業者七社で組織するNPO法人で、既に飯田斎苑の火葬業務を受託しており、当地域の葬祭慣習にも通じていることから、指定管理者として選定されたものです。今後は同指定管理者と協力し、参列される皆様の心情に沿ったお見送りが実現できますように準備を進めてまいります。

利用(火葬)料金について

新火葬場の利用には利用料金が必要となります。火葬当日に、年齢・地域の区分と【表①】のとりの利用料金を施設でお支払いください。料金の納付をもって最終受付となりますので、必ずご持参いただきますようお願い致します。

予約の申し込み方法について

新火葬場の予約受付はインターネット上のシステムによる自動受付となります。これにより、特別な場合を除きいつでも予約状況の確認や受付を可能とします。

一方で、多くの場合葬祭業者を介して葬儀の手配をしていること、正確性の確保や情報保護の観点から、利用者番号及び暗証番号により利用を制限しています。利用者番号などは登録葬祭事業者など限られた方に交付し、代行して予約をしていただくことになります。葬祭事業者をご利用なさらない場合は、施設又は5町村役場の窓口で確認・入力を行います。詳しくは次ページの、「ご利用方法の案内」をご覧ください。

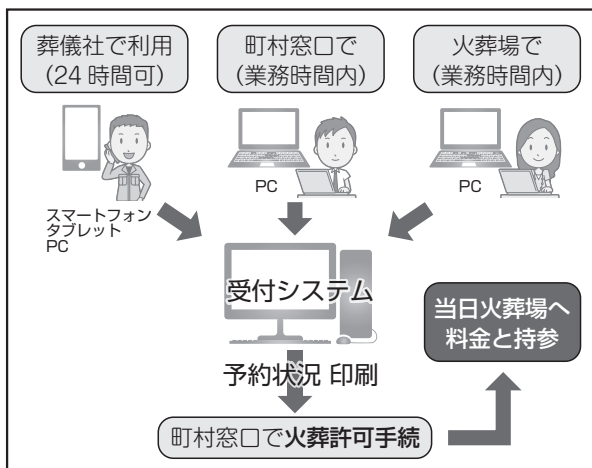
【表①】

区 分		単位	利 用 料 金	
			管内に住所を有する者	その他の者
遺 体	10 歳 以 上	1 体	20,000 ^円	50,000 ^円
	10 歳 未 満	1 体	10,000	30,000
妊娠12週以上の死産児		1 体	5,000	15,000
胞 衣 等		1 袋	2,500	10,000
霊 安 室		1 日	2,500	5,000

ご利用方法の案内

新火葬場の予約は、飯田斎苑と異なりインターネットを介した受付システムで入力します。葬儀社をご利用される場合と個人で予約する場合など、いくつかのケースにより受付・可能時間が異なりますので、下図をご覧ください。

個人で予約される場合は、北部五町村(松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村)役場窓口または、「五稜の森」窓口にて



て予約をお申し込みください。この場合、受付可能時間は各窓口の通常業務時間内となります。「五稜の森」で申込みされる場合は、火葬中などで対応ができない場合がありますので、あらかじめ電話にてご連絡をいただき、お越しく下さい。予約後は、役場の窓口へ死亡届を提出するとともに、火葬許可証の交付を受ける必要があります。この際、予約時刻等を確認させていただくため、予約状況をシステムから印刷したものを各持参いただく必要があります。特に隣組で届け出る場合や、ご遺族が届け出る場合は、予約した窓口(葬儀社など)から前もって確認書類を受取って置いてください。正確な内容が記載されませんと、当日火葬ができないこともありますので、ご協力をお願いします。

○収骨トレーでの収骨

収骨の方法も飯田斎苑とは異なります。新火葬場では、火葬を終えた後、一度トレーに移し替えてから皆さまをご案内することとなります。これは皆さまが高温の台車などから安全に収骨出来るようにするためですので、予めご了承願います。

○新火葬場までの経路について

葬列の経路を分散させるため、葬儀社を通じて経路の指定をお願いしています。

来場されるときは、できるだけ葬儀社の車両を追尾する形でご来場ください。

○副葬品等に関するお願い

棺へ一緒に納められる副葬品類は、できるだけ最小限でお願いします。安全に確実な火葬を行うため、特に下記例の物にご注意ください。

新火葬場「五稜の森」を、どうぞよろしくお願いします。

【入れてはいけない物の例】

- ①プラスチック製品、発泡スチロール、ゴム、ビニール類、おもちゃ、ドライアイス等
 - ②書籍
 - ③メガネ、杖、義手、義足等の補助具
 - ④ふとん、衣類、もみ殻、わら、マットレス、果物、など
 - ⑤金属類、ガラス類、スプレー缶、ライター、電池、など
- ※ペースメーカーを装着している場合は、炉内で爆発するなど危険ですので、その旨を職員にお伝えください。



納骨室



火葬炉扉



待合室

村の掲示板

大鹿村国民健康保険運営協議会委員の紹介

国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険法により設置が義務付けられ、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関で、保険者である市町村に設置されています。

大鹿村の協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員（村議会議員）で構成されています。

任期は平成27年4月から2年間です。

役 職	氏 名	構 成
会 長	小 澤 正	公益代表委員
副会長	下 原 孝 生	被保険者代表委員
委 員	寺 島 英 一	医師・薬剤師代表委員
委 員	北 原 一 幸	医師・薬剤師代表委員
委 員	河 本 明 代	公益代表委員
委 員	松 澤 徳 幸	被保険者代表委員

大鹿村国民健康保険運営協議会概要報告

国保運営協議会が5月27日（水）役場2階協議会室にて行われました。

* 協議事項

（1）平成27年度大鹿村国民健康保険税率について

これまで国保特別会計では平成20年度の制度改正に併せ、税率を改定した以後、税率を据置き運営を行ってきました。

しかし、年々医療費に対する給付額は増加傾向にあり、毎年度財源不足ではありましたが、基金を活用し運営を行ってきました。今後ともこの状況は続くとみられ、また平成30年度からの広域化への対応も含め、税率を改定する平成27年度国保税率案（国民健康保険税のうち医療分・支援金分を平均で10%程度上げ介護分については据置く）と基金の活用方針についての諮問に対し審議をいただきました。【表1】

基金については、今後長期的に保険料の負担軽減に活用していくとの方針が出されました。

（2）条例改正について

国民健康保険税率改正に伴う条例改正について検討していただき、承認されました。

（3）その他

平成26年度大鹿村立診療所決算見込の報告を行いました。

【表1】平成27年度 適用される税率

	平成27年度		平成26年度（参考）	
	医療分＋支援金分	介護分	医療分＋支援金分	介護分
所得割	5.45%	1.20%	4.50%	1.20%
資産割	34.50%	14.00%	45.00%	14.00%
均等割	13,900円	7,300円	13,400円	7,300円
平等割	15,600円	4,200円	15,000円	4,200円

自衛官募集案内

募集種目	資 格	受付期間	試 験 日
一般曹候補生 自衛官として定年まで働きたい方に！	18歳以上27歳未満 の男女	平成27年8月1日(土) ～9月8日(火)	平成27年9月19日(土)
自衛官候補生 任期制の自衛官になりたい方に！	18歳以上27歳未満 の男女	平成27年8月1日(土) ～9月8日(火)	【男子】平成27年9月19日(土) 【女子】平成27年9月26日(土)
航空学生 海上・航空自衛隊のパイロットを目指したい方に！	高卒(見込み含む) 21歳未満(男女)	平成27年8月1日(土) ～9月8日(火)	【一次試験(学科)】 平成27年9月23日(水)
防衛医科大学校 看護学科学生 看護師を目指したい方に！	高卒(見込み含む) 21歳未満(男女)	平成27年9月5日(土) ～9月30日(水)	【一次試験(学科)】 平成27年10月17日(土)
防衛医科大学校学生 医師を目指したい方に！	高卒(見込み含む) 21歳未満(男女)	平成27年9月5日(土) ～9月30日(水)	【一次試験(学科)】 平成27年10月31日(土) 11月1日(日)
防衛大学校学生 幹部を目指したい方に！	高卒(見込み含む) 21歳未満(男女)	【推薦試験】 平成27年9月5日(土) ～9月9日(水)	平成27年9月26日(土) ・27日(日)
		【総合選抜】 平成27年9月5日(土) ～9月9日(水)	【一次試験(学科)】 平成27年9月26日(土)
		【一般試験(前期)】 平成27年9月5日(土) ～9月30日(水)	【一次試験(学科)】 平成27年11月7日(土) ・8日(日)
		【一般試験(後期)】 平成28年1月20日(水) ～1月29日(金)	【一次試験(学科)】 平成28年2月20日(土)

【お問い合わせ先】 自衛隊長野県地方協力本部飯田出張所 ☎22-2613まで

厚生労働省から国民の皆さまへ

日本年金機構への不正アクセス事案では、皆さまの年金情報が流出し、ご迷惑、ご心配をおかけしております。政府は、皆さまの年金を守ることを最優先に取り組んでいます。

「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください！

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

- 日本年金機構から、この件でお客さまに電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。
- 日本年金機構が、この件でお客さまにATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

ご自分の情報が流出しているのでは?など、ご心配の方は、下記専用電話窓口または飯田年金事務所へご相談ください。

日本年金機構専用電話窓口 ☎0120-818211
日本年金機構飯田年金事務所 ☎0265-22-3641まで



あんなこと こんなこと カメラリポート

育林祭

6月23日鳥倉地区林道脇において、育林祭が開催されました。この育林祭は、健全な林が育成できるようにと、枝打ちという作業が行われ、林全体に太陽の光が差し込むようにしました。(1メートル～4メートルの間の枝を切り落とす作業のことです。)

林務委員の方々や飯伊森林組合の方々など多くの方に参加していただき、総勢40人ほどで作業が行われ、無事に作業を終えることができました。



村の行事予定

7月

- 18日 くみ取り
- 23日 プラスチック容器包装の収集日
- 23日 健康運動講座ヨガ教室
- 26日 B G 24中央構造線サイクリング大会
- 28日 ダンボール・牛乳パック等収集日
- 埋立ごみの収集日 (日は未定)

8月

- 1日 くみ取り
- 4日 紙製容器包装の収集日
- 4日 乳児健診
- 6日 プラスチック容器包装の収集日
- 11日 くみ取り (お盆休みのため)
- 14日 大鹿夏祭り
- 18日 空缶と鉄類の収集日
- 20日 プラスチック容器包装の収集日
- 25日 チラシ・雑誌等の収集日
- 27日 健康運動講座ヨガ教室
- 29日 くみ取り
- 30日 自治会環境美化運動 (草刈)

9月

- 3日 その他プラスチックの収集日
- 4日 胃・大腸検査 (健康づくり事業団)
- 5日 くみ取り
- 6日 消防団・赤十字奉仕団秋季総合訓練 (予定)
- 8日 びん類・ペットボトルの収集日
- 10日 プラスチック容器包装の収集日
- 19日 くみ取り
- 24日 プラスチック容器包装の収集日
- 24日 健康運動講座ヨガ教室
- 29日 新聞紙の収集日
- 埋立ごみの収集日 (日は未定)

司法書士による「全国一斉 養育費相談会 ～こどもの笑顔のために～」開催のお知らせ

県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では、養育費に関する電話相談会を開催します。

日 時 平成27年8月2日 (日) 午前10時から午後4時まで

電話番号 0120-567-301 (フリーダイヤル)

相談料は無料です。秘密は厳守します。

お問い合わせ先 県青年司法書士協議会 ☎0265-48-0315まで

